

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則  
○福島県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則 五
- 告 示  
○県営土地改良事業計画を変更した件 五  
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五  
○保安林の指定施業要件を変更する件 五
- 公 告  
○一般競争入札を行う件七件 五  
○浸水想定区域を指定した件 五  
○福島県労働委員会 五  
○地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 五

## 規 則

福島県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五号

#### 福島県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

福島県林業種苗法施行細則（昭和四十六年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 第三条各号を次のように改める。
- 一 法第五条第一項の規定により知事が指定採取源を指定したときに設置する標識  
指定採取源の標識（第二号様式）
- 二 法第十八条第一項ただし書の書面 生産事業者表示書（第三号様式）

三 法第十八条第二項ただし書の書面 配布事業者表示書（第四号様式）

四 林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号。以下「省令」という。）

第二十三条第一項の規定による申請 林業用種苗証明申請書（第五号様式）

五 法第二十三条の規定により知事が配布の目的をもってする種穂の採取を禁止したときに設置する標識 種穂の採取を禁止する樹木又はその集団の標識（第六号様式）

第四条中「あつては」を「あつては」に改める。

第一号様式中「三」を削る。

第三号様式を削り、第四号様式を第三号様式とし、第五号様式を第四号様式とする。

第六号様式中「[収入印紙]」を「[収入証紙]」に改め、「[印]」を削り、「[第20条第1項]」を「[第20条第2項]」に、「[イ]」を「[ロ]」に、「[ロ]」を「[ハ]」に、「[ハ]」を「[ニ]」に改め、同様式種苗証明手数料計算書の表(イ)の項中「[13,000円]」を「[36,000円]」に、「[1,500円]」を「[5,100円]」に改め、同表(ロ)の項中「[13,000円]」を「[36,000円]」に、「[2,000円]」を「[5,900円]」に改め、同表(ハ)の項中「[13,000円]」を「[36,000円]」に、「[1,500円]」を「[5,100円]」に改め、同表(ニ)の項中「[13,000円]」を「[36,000円]」に、「[2,500円]」を「[5,700円]」に改め、同様式を第五号様式とする。

第七号様式を第六号様式とする。

第八号様式から第十号様式までを削る。

この規則は、公布の日から施行する。

（森林整備課）

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（森林整備課）

## 告 示

### 福島県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、上岩井沢地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

#### 二 縦覧の期間

令和四年二月九日から  
二月二十八日まで（二十日間）

#### 三 縦覧の場所

田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和四年二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市月舘町月舘字北ノ沢山一四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和四年二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字小沼崎字浦山乙一六〇三、乙一六〇四の一、乙一六〇四の三、乙一六〇八の一、乙一六〇八の二から乙一六〇八の二〇まで、乙一六〇九、乙一六

二四の一、乙一六二八の一、乙一六二九の一、乙一六三〇の一、乙一六三四の一

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

**公告第35号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車メンテナンス業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県総務部公用車メンテナンス業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月9日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室総務課

電話024-521-7026

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月9日（水）午後5時15分まで必着とする。

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和4年2月8日（火）から同年3月9日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年2月18日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所**

(1) 日時 令和4年3月23日（水）午後1時30分

(2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月22日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含

- む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和4年4月1日以降で予算の執行  
が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他  
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った入札者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320  
号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。  
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary  
(1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance of official  
vehicles used by the General Administration Department of the Fukushima  
Prefectural Government 1 set  
(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 23 March 2022  
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 22 March 2022  
(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Finance Section,  
General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16  
Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7026  
(総務課)

### 公告第36号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式  
(2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。  
(3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
(4) 履行場所 特記仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。  
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
  - (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。
    - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和4年4月1日に登録を受けていることが事実であること。
    - イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和4年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。
    - ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成31年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月4日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部文書管財総室施設管理課  
電話024-521-7080
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月4日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和4年2月8日（火）から同年3月4日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年3月23日（水）午前9時30分
  - (2) 場所 福島県自治会館101会議室（福島県福島市中町8番2号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月22日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。
- 7 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 入札の効力
- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和4年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。
  - (4) 落札者の決定方法 入札説明書による。
  - (5) 契約書作成の要否 要
  - (6) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (7) その他 詳細は、入札説明書による。



## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning Service at prefectural buildings including the Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 9:30 a.m., 23 March 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 22 March 2022
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives&Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

## 公告第37号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるSoliton SecureDesktopサービス（クラウド）版ユーザライセンスの取得について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 取得するソフトウェアライセンスの名称及び数量 Soliton SecureDesktopサービス（クラウド）版ユーザライセンス 3,300ユーザライセンス
- (2) 取得するソフトウェアライセンスの仕様等 仕様書による。
- (3) 取得するソフトウェアライセンスの利用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入期限 令和4年4月1日（金）
- (5) 納入場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を、令和4年3月11日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月11日（金）午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課

電話024-521-7135

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において公告のあった日から令和4年3月11日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年3月23日（水）午前10時

- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札は不可とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力
- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和4年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be required: Soliton SecureDesktop (cloud version) user licenses for 3,300 users
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 23 March 2022
- (3) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7135

（デジタル変革課）

### 公告第38号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム端末セキュリティ対策機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内堀雅雄

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム端末セキュリティ対策機器 一式（据付け、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
  - (5) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等以上の物品の納入実績を有するものであること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月7日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月7日（月）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課  
電話024-521-7135
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において公告のあった日から令和4年3月7日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布  
4に掲げる場所において、公告のあった日から令和4年3月7日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、入札説明書等は福島県企画調整部企画調整課のウェブサイトからダウンロードすることができる。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和4年3月23日（水）午後2時
  - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月22日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和4年4月1日以降で予算の執行が可能となった時に入札の効力が生じる。



## 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima prefectural information and communication network system terminal security measure device (including installation, adjustment and maintenance, etc.) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 23 March 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 March 2022
- (4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7135

(デジタル変革課)

## 公告第39号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 CNC工作機・ロボット自動化モニターシステム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年11月1日（火）
- (4) 納入場所 福島県立清陵情報高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月1日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年3月1日（火）午

後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年2月8日(火)から同年3月1日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年2月15日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年2月15日(火)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年3月25日(金)午前10時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Computer Numerical Control System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 25 March 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 March 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

## 公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 コピー用紙A4 (2,500枚入) 予定数量 31,000箱
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
  - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月1日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年3月1日（火）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和4年2月8日（火）から同年3月1日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年2月15日（火）午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年2月15日（火）午後1時10分 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年3月23日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない

- い。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。  
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、  
支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある  
ときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加  
算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金  
額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である  
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載  
すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: A4Size Copy  
Paper (2,500 Sheets) 31,000 Cases
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 23 March 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 March 2022
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を  
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第  
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,128,000  
部（年6回 1回当たり688,000部）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年5月18日から令和5年3月31日までの間の福島県知事が指定  
する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要  
な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該  
当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開  
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ  
と。



- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月4日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年3月4日（金）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和4年2月8日（火）から同年3月4日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年2月17日（木）午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年2月17日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年3月24日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。  
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦

情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing Newsletters with an estimated total of 4,128,000 copies (a total of 688,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 24 March 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 March 2022
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第四十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、小玉川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和四年二月八日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十七年福島県労働委員会告示第二号）は、廃止する。

令和四年二月八日

福島県労働委員会

会長 平石典生

- 一 地方公営企業等の名称 福島県企業局
- 二 労働組合の名称 福島県職労企業局職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
企業局 本局	局長、局次長、局参事、局主幹 課長、工業用水道課主幹（事業改革担当）、企業総務課副課長のうち人事・労務関係の事務を担当する者、企業総務課の主任主査のうち人事・労務関係の事務を担当する者
事業所	所長、次長（総務担当）

四  
認 定 年 月 日  
令 和 四 年 一 月 二 十 五 日

( 審 査 調 整 課 )